

須賀川市SDG s 宣言パートナー制度実施要綱

(制度の目的)

第1条 この要綱は、SDG s の理念に賛同し、自ら取り組むSDG s の取組について、本要綱で定める宣言を行った者について、須賀川市（以下「市」という。）が「須賀川市SDG s 宣言パートナー」（以下「宣言パートナー」という。）として認定することにより、市と宣言パートナーが連携して、市全体でSDG s を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 市内において事業を行い、又は活動を行う個人事業主、法人その他の団体をいう。
- (2) SDG s 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (3) SDG s 宣言 事業者等が自ら取り組むSDG s の17のゴールについて、市の指定する方法に従って宣言することをいう。

(制度の内容)

第3条 本制度は、宣言パートナーについて、宣言の内容や取組状況を市のホームページ等で公表することにより、SDG s の取組を市内外へ発信するとともに、市内でのSDG s の更なる普及及び推進を図るものとする。

(対象者)

第4条 本制度の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者等とする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所等を有する企業、団体、個人事業主、教育機関等であること。
- (2) 反社会勢力及び公序良俗に反する団体等でないこと。
- (3) 本制度の趣旨に賛同し、現に実施しているSDG s に関する取組又は実施する予定である取組の内容を宣言書に記載していること。
- (4) 前号の取組が市内で行われていること。ただし、取組のすべてが市内で行われている必要はない。

(SDG s 宣言)

第5条 SDG s 宣言を希望する事業者等は、須賀川市SDG s 宣言書（第1号様式（以下「宣言書」という。）」を市に提出するものとする。

2 市は、提出された宣言書の内容を確認し、宣言パートナーとしての認定の可否を決定するものとする。

3 市は、前項の決定を行うにあたって必要と認めるときは、当該宣言書を提出した事業者等に対して、宣言書の内容について聞き取りを行うとともに、必要に応じて「須賀川市SDG s 推進協議会」に助言を求めることができる。

4 宣言書の内容について、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣言として不適切なものとみなし、宣言パートナーとして認定しないものとする。

- (1) SDG s の達成に向けた取組でないもの。
- (2) 特定企業等の広告を主目的としたもの。
- (3) 第三者の権利（個人情報、著作権、肖像権等）を侵害する内容が含まれるもの。
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (6) 政治性のあるもの。
- (7) 宗教性のあるもの。
- (8) 当該内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの。
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの。
- (10) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する内容として適切でないと認められるもの。

（認定及び公表）

第6条 市は、前条の規定により事業者等を宣言パートナーとして認定することを決定したときは、当該事業者等に須賀川市SDG s 宣言パートナー認定証（第2号様式（以下「認定証」という。）」を交付するものとする。

- 2 市は、前項の規定により認定証の交付を行ったときは、当該事業者等の名称及び宣言内容等を市ホームページ等で公表するものとする。
- 3 宣言事業者は、宣言書を提出した時点で、前項の内容について公表されることに同意したものとする。
- 4 宣言パートナーに認定された事業者等は、自社又は自団体のホームページ等において、SDGs達成に向けた取組内容等の公表に努めるものとする。

(辞退)

第7条 宣言パートナーは、市に提出した宣言書を取下げようとするときは、須賀川市SDGs宣言取下げ申請書（第3号様式）に認定証を添付して、市に提出するものとする。

(認定の取消)

第8条 市は、宣言パートナーが第4条に定める要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき。
- (3) 当該事業者等を認定することが、本制度の信用を著しく損なうとき、又は損なうおそれがあるとき。
- (4) その他、市が必要があると認めたとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業者等は、速やかに認定証を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

須賀川市SDGs宣言書

下記のとおり、SDGsの達成に向けて取り組むことを宣言します。

年 月 日

フリガナ						
申請者名						
フリガナ						
代表者名 (企業等の場合)						
住所・所在地						
フリガナ		TEL				
担当者氏名		(担当者)				
メールアドレス						
SDGs宣言 (スローガン)						
取り組んでいる SDGsのゴール (または今後取り 組みたいゴール) ゴールの下枠の □に「✓」を記入	 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさも守ろう	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナーシップで目標を達成しよう		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ゴールの達成のために実施しているまたは実施する予定の取組						

第2号様式（第6条関係）

須賀川市SDGs宣言 パートナー認定証

第 号

様

「須賀川市SDGs宣言パートナー」として認定したことを証します。



須賀川市SDGs宣言パートナーは、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

年 月 日

須賀川市長

年 月 日

須賀川市SDGs宣言取下げ申請書

須賀川市長

住所：
申請者名：
代表者名：
(企業等の場合)

須賀川市SDGs宣言パートナー制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり取下げます。

宣言年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
取下げ年月日	年 月 日
取下げの理由	

※須賀川市SDGs宣言パートナー認定証を添付すること。

※上記、取下げ年月日以後は、ステッカー等についても除却すること。